

令和4年度文京区食品衛生監視指導計画に対する意見及び文京区の考え方・取組みについて

項目 No.	項目タイトル	意見	文京区の考え方・取組み
目次		目次の7(2)(3)は「ページ7」、8(4)は「ページ9」が正しいのではないか。	修正いたしました。
概要 6	概要	概要に HACCP が何の略語か記載をすべきではないか。	ご意見を参考に文言を追記しました。
本文 4(3) カ	違反・苦情食品対策（適正な食品表示への対策）	遺伝子組み換え食品を含む食品について、判別が困難かと思うが可能か。	事業者に対して引き続き、適正表示に関する啓発事業を行います。文京保健所で遺伝子組み換え食品に関する検査事業を行うものではありません。
本文 4(2) ⑥	監視指導事業（食中毒防止対策）	路上弁当販売業者の現住所、営業場所等の実態把握はどのように行うのか。	文京区内において路上で弁当等の販売を行う場合は、営業届出の提出が必須となっています。営業者は現住所、営業場所等を保健所に届け出る必要があります。これに基づいて監視指導を行います。
別紙 1	監視指導の実施体制及び各機関との連携体制	文京区の枠内に「保健衛生部生活衛生課食品衛生担当」と「文京保健所生活衛生課食品衛生担当」とあるが、仕事の責任分担に違いはあるのか。	「保健衛生部生活衛生課食品衛生担当」と「文京保健所生活衛生課食品衛生担当」では担当する事務が異なっているため、二つの名称を併記しております。